



厚生労働省

岐阜労働局

Gifu Labour Bureau

Press Release

岐 阜 労 働 局
令和 2 年 5 月 28 日 発 表

| | |
|------|-------------------------|
| 担 | 岐阜労働局労働基準部監督課 |
| 監督課長 | 大谷 徹 |
| 当 | 監察監督官 下田 貴裕 |
| 電話 | 0 5 8 - 2 4 5 - 8 1 0 2 |

労働条件等の監督指導結果（令和元年）を公表

岐阜労働局（局長 畑 俊一）は、令和元年に県内の7つの労働基準監督署（以下「監督署」）が実施した監督指導^(※)と司法事件の結果を取りまとめましたので、公表します。

1 監督指導の状況

- (1) 令和元年は県内 2,900 の事業場に対して監督指導を実施し、このうち、2,024 事業場（69.8%）で法令違反を確認した。（グラフ1参照）
- (2) 主な違反事項別の違反率では、健康診断（21.0%）が最も高く、次いで労働時間（19.1%）、割増賃金（17.1%）となっている。（グラフ2参照）
- (3) 主な業種別の違反率では、運輸交通業（77.9%）が最も高く、次いで保健衛生業（77.1%）、製造業（74.7%）となっている。（グラフ3、4参照）

2 司法事件の状況

- (1) 法違反の内容が重大又は悪質な事案 21 件を検察庁に送検した。（グラフ5参照）
- (2) 主な法違反（1事案について複数該当するものあり）は、賃金不払が7件、労働時間超過と墜落防止措置義務不履行がそれぞれ4件、労災かくしが3件等となっている。（グラフ6参照）

詳細は、別紙及び参考資料をご覧ください。

(※) 労働基準監督官が、労働基準法等に基づき事業場に立ち入るなどによって調査を行い、法違反等の是正指導、使用停止等処分を行います。

1 監督指導の状況

(1) 過去5年間の推移（グラフ1参照）

岐阜県内の7つの労働基準監督署は、令和元年の1年間に、県内2,900事業場に対して、相談、通報、各種届出書類状況、インターネット監視情報などを踏まえて監督指導を実施し、このうち、2,024事業場（違反率69.8%）で労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の法令違反を確認し、改善指導を行いました。

違反率は概ね70%前後で推移しており、高止まりの状況となっています。

岐阜労働局では、引き続き、月80時間超の時間外労働を行う事業場全数に監督を実施し、長時間労働の是正、過労死等防止の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案については、司法処分を含め厳正に対処します。

また、監督署の労働時間相談・支援班を中心に、改善好事例、働き方改革推進支援助成金などを周知し、中小企業に対する丁寧な指導を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う業績悪化により、法定労働条件の履行確保や人員整理等の問題が懸念される事業場に対し、労働基準法違反の未然防止や職場環境の改善に向けた啓発指導を行います。

(2) 主な違反事項と内訳（グラフ2参照）

違反事項別でみると、健康診断の違反率が前年に比べ3.1ポイント上昇し、最も高くなりました。1年に1回実施する一般健康診断の他、健康診断有所見者に対する医師の意見聴取の違反率が上昇しています。

また、依然として労働時間の違反率が高く、原因としては、労働時間を管理しないなど労働時間の未把握、人員不足からの業務過多などが挙げられます。

- | | | |
|----------|-------|---|
| ① 健康診断 | 21.0% | 定期健康診断の未実施 健康診断有所見者に対する医師の意見未聴取 |
| ② 労働時間 | 19.1% | 36 協定未締結の時間外労働 36 協定の上限時間を超えた時間外労働 |
| ③ 割増賃金 | 17.1% | 時間外労働の実態を適正に把握していない 時間外労働時間数に関係なく、定額の残業手当しか支払わない |
| ④ 安全基準 | 16.4% | 高さ2m以上の足場に手すり、中さん等墜落防止措置が無かった 食料品製造機械等の安全カバー未設置 |
| ⑤ 賃金未払 | 12.5% | 所定支払日に賃金を支払わない 賃金から損害金等を控除 |
| ⑥ 労働条件明示 | 10.5% | 労働契約の締結、雇入れ時に労働条件を記載した書面を未交付 |

(3) 業種別の違反状況（グラフ3、4参照）

運輸交通業が77.9%と最も高く、続いて、介護施設、病院などの保健衛生業（違反率77.1%）、製造業（同74.7%）、小売業などの商業（同71.6%）、飲食店などの接客娯楽業（同71.2%）、建設業（同65.0%）の順になっています。

過去5年間の違反率をみると、全体の違反率は2年連続で70%を割り込んだものの、4年振りに増加に転じており、製造業、運輸交通業、保健衛生業は全ての年で70%を超えており高止まりが続いています。

2 司法事件の状況

(1) 過去5年間の送検件数の推移（グラフ5参照）

昨年に比べ11件減少し、21件になりましたが、中には、被疑者を逮捕、送検し、公判事件となったものもありました。

(2) 主な法違反と内訳（グラフ6参照）

賃金不払が7件、労働時間超過と墜落防止措置義務不履行がそれぞれ4件、次いで労災かくしが3件等となっており、労働安全衛生法違反が約6割を占めています。

(3) 業種別の送検件数（グラフ7参照）

製造業が10件、建設業が8件、木材伐出業、社会福祉施設がそれぞれ1件等となっています。

3 是正等の事例

(1) 長時間労働の是正

月100時間を超える違法な時間外労働を行わせていたため、労働時間を適正に把握・管理し、長時間労働の削減に向けて取り組むよう指導を行った。事業場では、各所属長が部下の日々の時間外労働時間を把握して早めに調整を行ったり、衛生委員会において問題意識を共有して長時間労働削減に向けて取り組んだ結果、時間外労働を月45時間以内に削減した。

(2) 賃金不払残業の是正

自己申告制により労働時間を管理していたが、設備等の使用記録から、始業時刻として記録されていた時間より前や終業時刻として記録されていた時間より後に労働させていたことが確認されたため、是正勧告を行った。その結果、時間管理の方法を自己申告制から勤怠管理システムによる管理に変更するとともに、割増賃金の不足額を支払った。

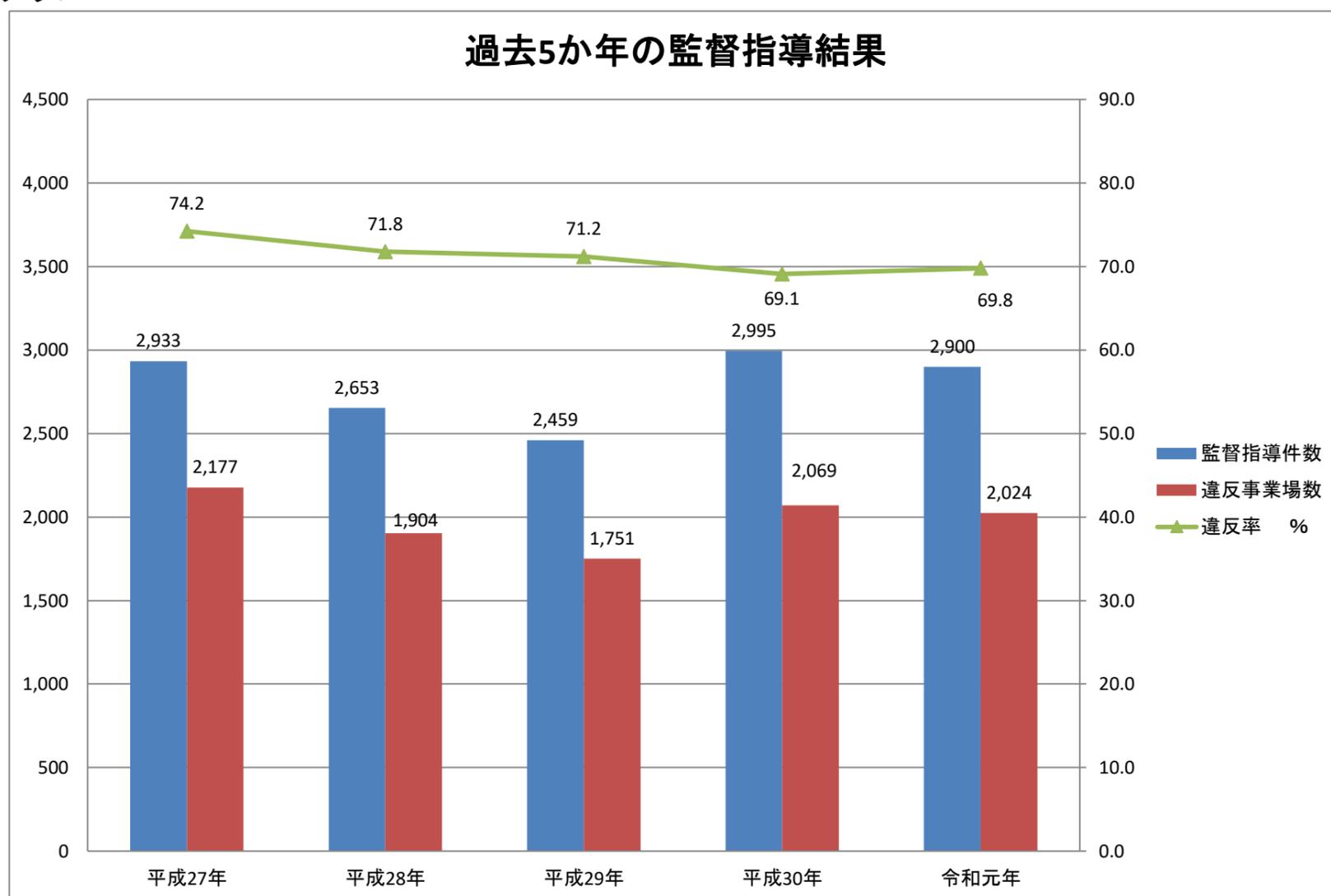
(3) 安全基準

食料品製造業の工場において、転倒災害などの労働災害が多発していたため、通路の明示、段差の解消等の措置を講じること、労働災害防止に関する安全衛生教育を実施することなどについて指導を行った。事業場は、床面の張替えと色の塗り替え、段差を解消するプレートの設置等の措置を講じるとともに、全労働者を対象に安全衛生教育を実施するなどの改善を行った。

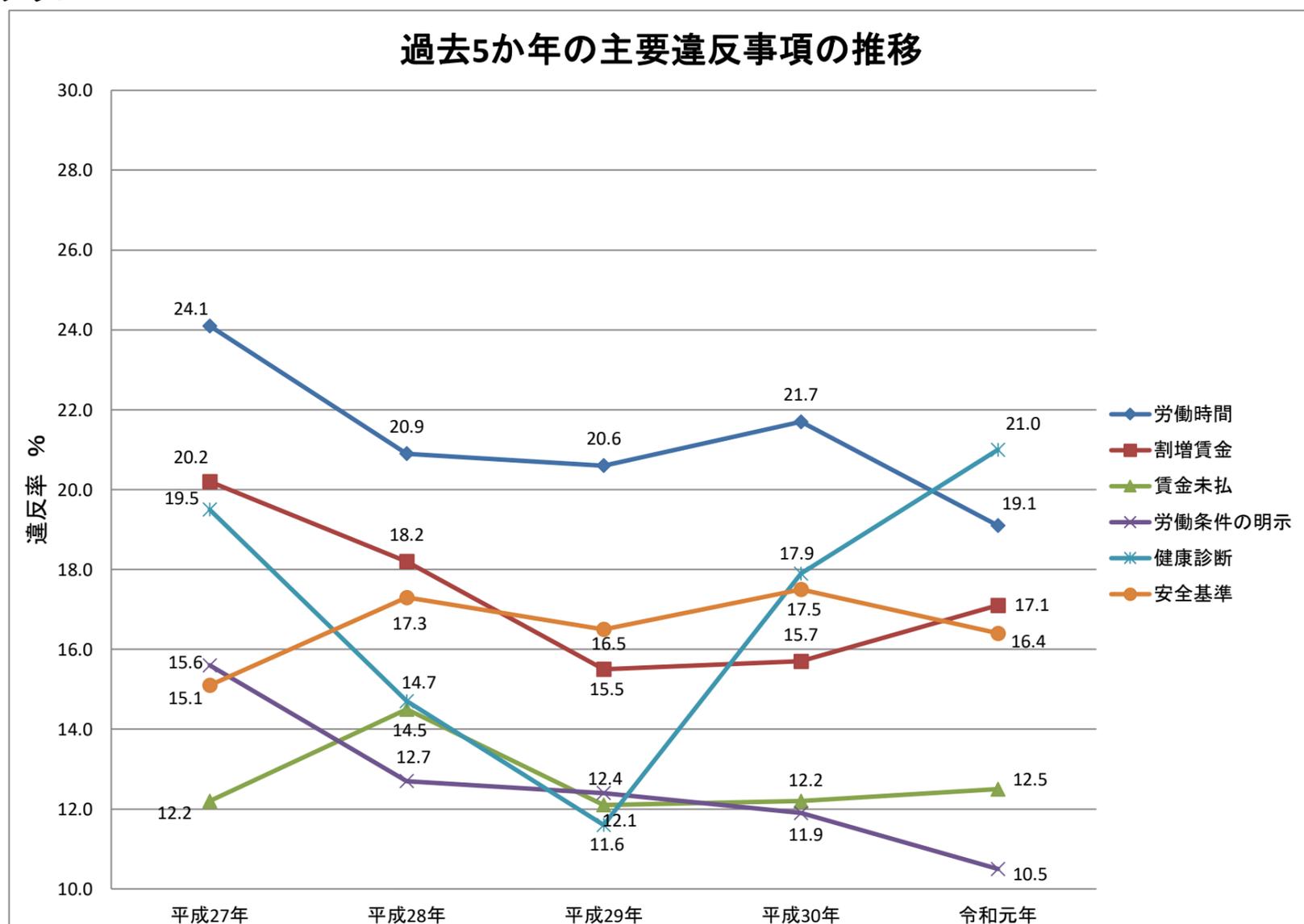
(4) 衛生基準

土石製品製造業の工場において、粉じん濃度が高い状態が継続していたため、換気設備の改善等について指導を行った。その結果、局所排気装置のフードの形状の改善及びファンの増設を行い、粉じん濃度の測定結果が大幅に改善された。

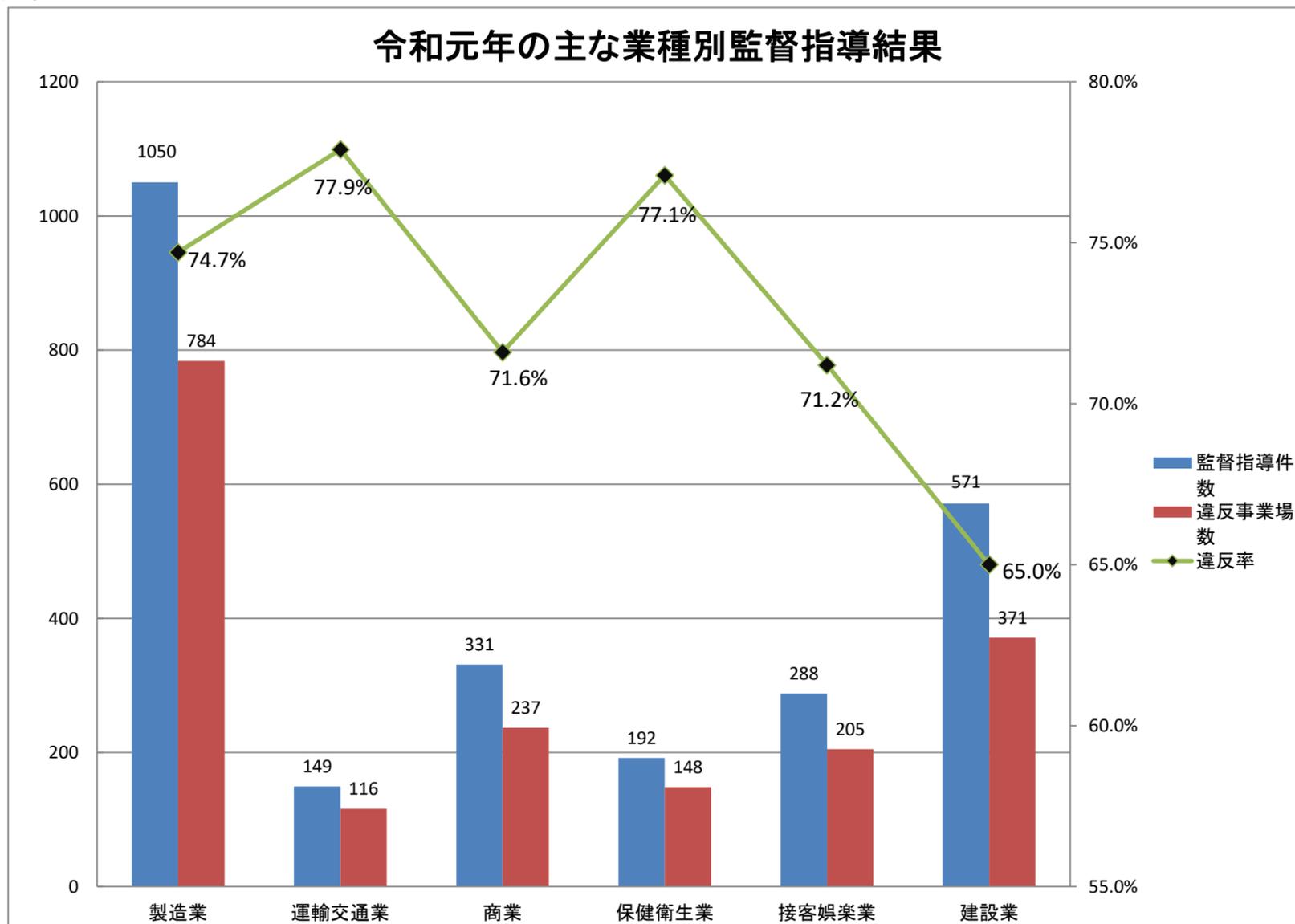
グラフ 1



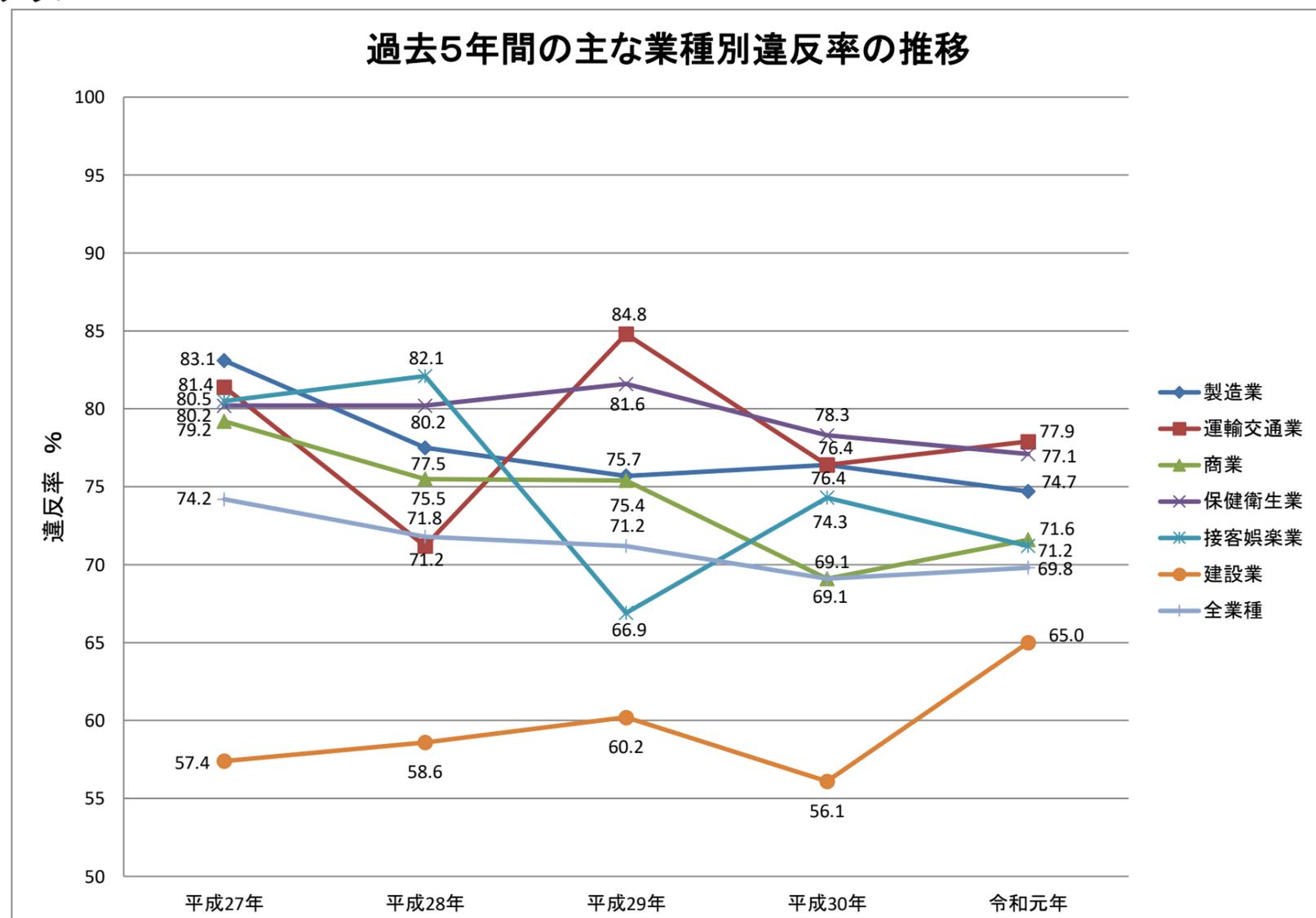
グラフ 2



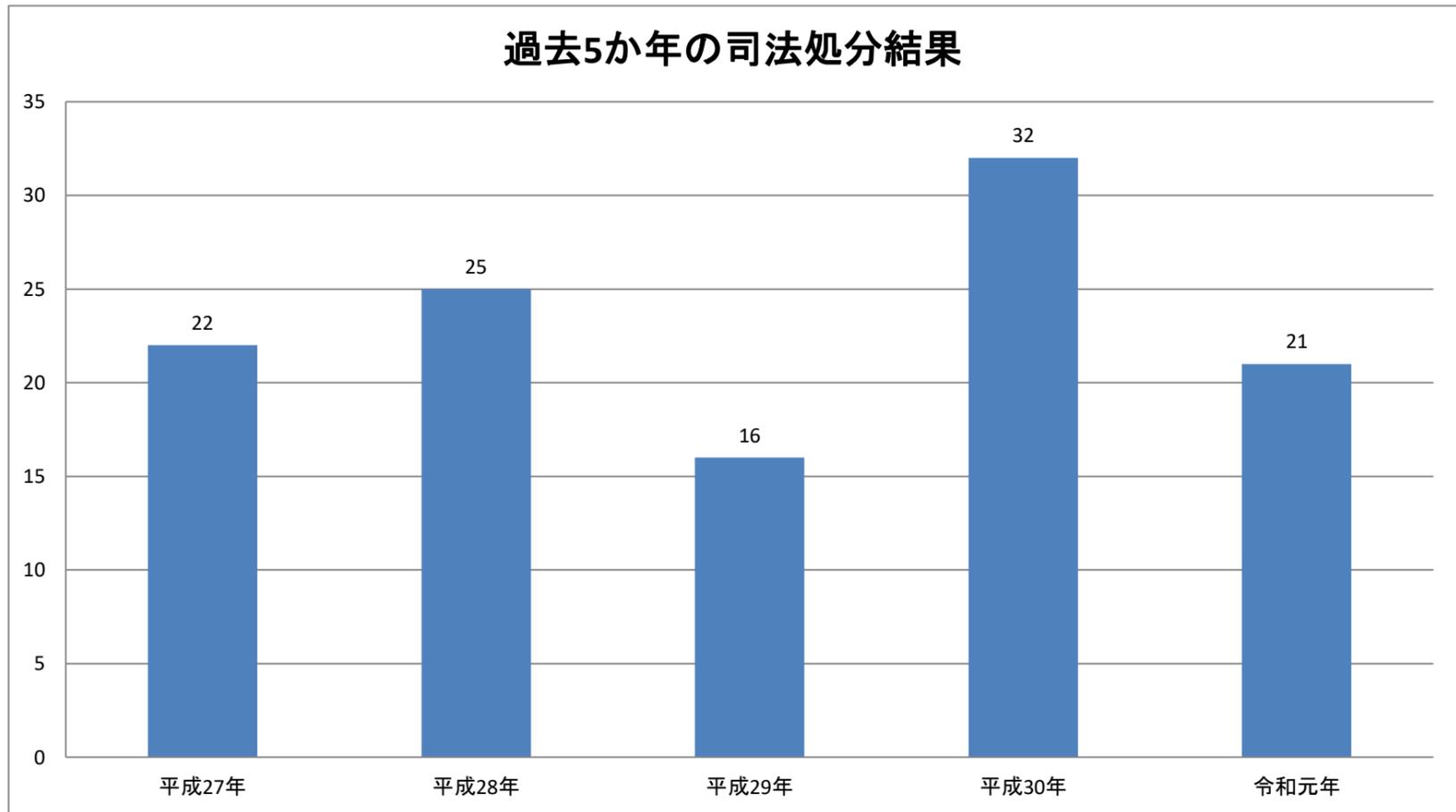
グラフ 3



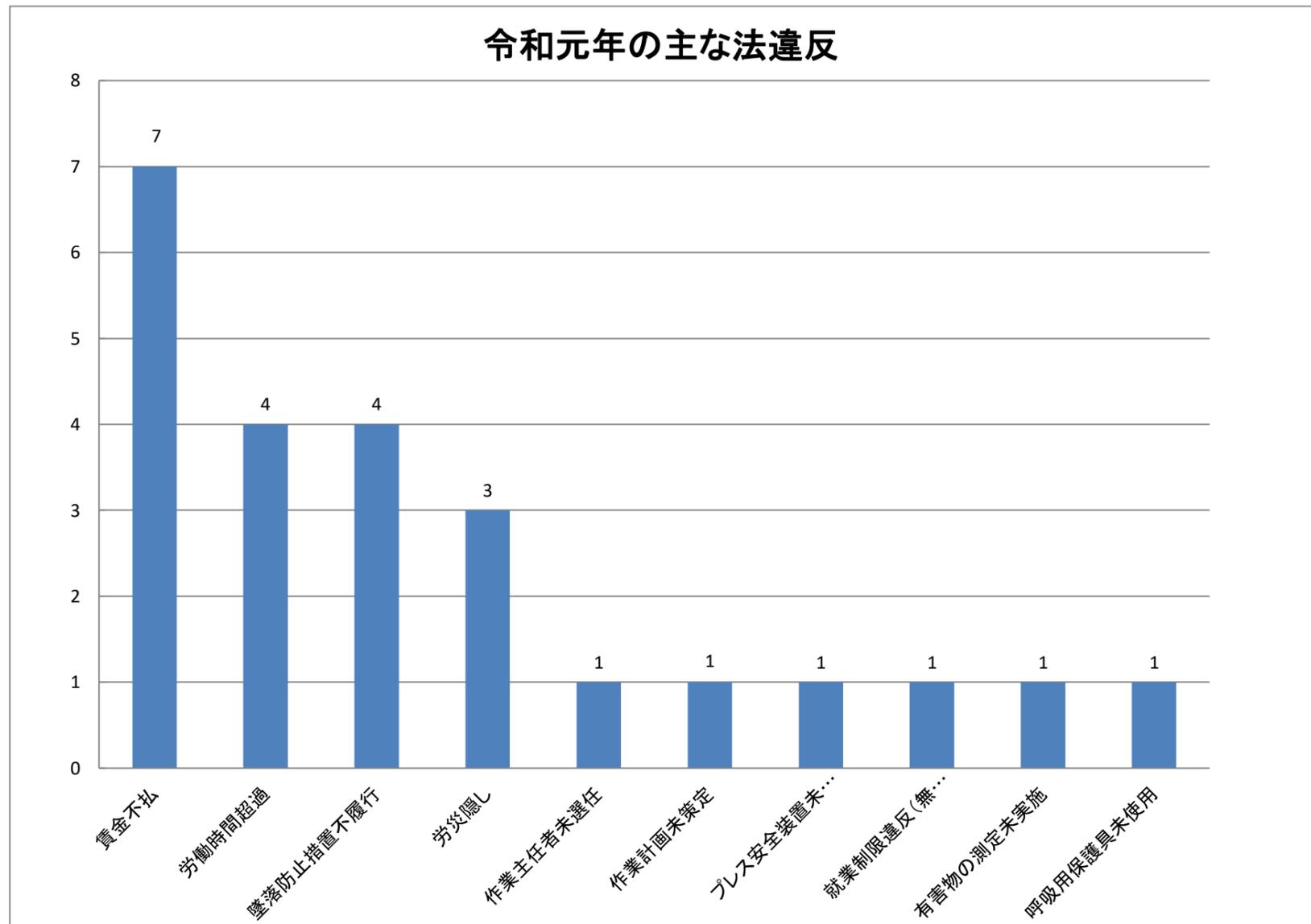
グラフ 4



グラフ 5



グラフ 6



グラフ 7

